

現 行

改 定

○精神障害者旅客運賃割引規則

○精神障害者旅客運賃割引規則

制定 2025年4月1日

制定 2025年4月1日
最終改定 2026年3月14日

(精神障害者)
第2条

(精神障害者)
第2条

(注1) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

(注1) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

ア 紙様式(例)

ア 紙様式(例)

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること

(注意1) 縦9cm×横6cmを標準とすること

(注意2) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

イ カード様式(例)

イ カード様式(例)

(注意) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

- 前項の精神障害者を別表に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。
- 第1種精神障害者及び第2種精神障害者の別については、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

- 前項の精神障害者を別表に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。
- 第1種精神障害者及び第2種精神障害者の別については、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

付 則

付 則

- この規則は2025年4月1日から施行する。

- この規則は2025年4月1日から施行する。
- この規則は2026年3月14日から改正実施する。